

## 会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和2年3月3日(火) 開会 午前 9時00分

閉会 午前 9時43分

出席者 委 員 委員長 福 田 裕 司

福 富 善 明 入 野 登志子 永 田 武 志

関 口 孫一郎 針 谷 正 夫 大阿久 岩 人

天 谷 浩 明

傍 聴 者 森 戸 雅 孝 浅 野 貴 之 川 上 均

大 浦 兼 政 古 沢 ちい子 大 谷 好 一

坂 東 一 敏 青 木 一 男 茂 呂 健 市

内 海 まさかず 小久保 かおる 針 谷 育 造

氏 家 晃 千 葉 正 弘 白 石 幹 男

小 堀 良 江 梅 澤 米 満 中 島 克 訓

---

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 癸生川 亘

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 藤 澤 恭 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策部長	小保方	昭洋
総務部長	高崎	尚之
危機管理監	福田	栄治
財務部長	榎本	佳和
消防長	石田	栄
監査委員事務局長併 選挙管理委員会事務局長	天海	俊充
総合政策部副部長兼 総合政策課長	増山	昌章
総務部副部長兼総務課長	名淵	正己
シティプロモーション課長	石川	いづみ
蔵の街課長	中田	芳明
スポーツ連携室長	茂呂	一則
地域づくり推進課長	横倉	延男
都賀地域づくり推進課長	毛塚	芳彦
職員課長	瀬下	昌宏
情報システム課長	須見	誠
危機管理課長	糸井	孝王
管財課長	岩崎	充
財政課長	寺内	秀行
市民税課長	野中	守
消防総務課長	上岡	健司
消防総務課主幹	小川	信幸
警防課長	鈴木	宏之
通信指令課長	小高	照明
監査委員事務局次長	佐山	美枝

令和2年第2回栃木市議会定例会  
総務常任委員会議事日程

令和2年3月3日 午前9時開議 全員協議会室

日程第1 議案第19号 栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第 9号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第9号）（所管関係部分）

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福田裕司君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

◎諸報告

○委員長（福田裕司君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（福田裕司君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第19号 栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

佐山監査委員事務局次長。

○監査委員事務局次長（佐山美枝君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第19号 栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は15ページ及び16ページ、議案説明書は26ページから29ページになります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の26ページを御覧ください。提案理由であります。行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては、引用する法律の題名及び条項を改めることとさせていただきます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明をいたしますので、28ページ、29ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。第6条は、書面審議について規定しておりますが、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正により、現在引用している法律の題名が改称されたこと及び第3条第1項の前に3つの条が追加されたた

め、条ずれが生じることから、字句の整理を行うものでございます。

第10条は、手数料の額等について規定しておりますが、引用条文が現行にある情報通信技術利用法第4条第1項から情報通信技術活用法第7条第1項に変更になったことによる改正でございます。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の15ページをお開き願います。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。次の16ページを御覧ください。改正文となりますが、内容につきましては新旧対照表によりご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

附則につきまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

福富委員。

○副委員長（福富善明君） 単純なことなのですけれども、情報通信技術活用法というのは、その法律の関係について詳細に教えていただきたい。

○委員長（福田裕司君） 佐山監査委員事務局次長。

○監査委員事務局次長（佐山美枝君） これまでは行政に対して電子申請を可能にする法律でしたけれども、これからは民間事業者を巻き込んで情報通信技術の活用を強力にして、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動のさらなる円滑化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的にしている法律です。

以上でございます。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そもそも論みたくなのですけれども、この制度は評価額についての不服を申し立てるという制度についての法律の改正ということによろしいですか。

○委員長（福田裕司君） 佐山監査委員事務局次長。

○監査委員事務局次長（佐山美枝君） この条例は、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正ということで、固定資産評価審査委員会は地方税法に基づき市に設置されている行政委員会で、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査、決定するために公平、中立的な立場から、固定資産の価格が適正に評価されたものであるかどうかについて審査を行います。その条例の中で審査手続を定めた条例なのですけれども、その中で書面審査をするときに、電子データで送付をするこ

とができるというものでございます。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） これで年間の不服審査件数というものはどれくらいあるでしょうか。そして、それに対するこの法が変わったことによる影響というか、そのことについてお伺いします。

○委員長（福田裕司君） 佐山監査委員事務局次長。

○監査委員事務局次長（佐山美枝君） 今年はございませんでした。昨年度が1件、平成28年度、平成29年度がゼロ件ということで、この法が変わっても影響はないと思われれます。

○委員長（福田裕司君） ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第19号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 日程第2、議案第9号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第9号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されている金額については読み上げを省略していただいで結構です。

寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） ただいまご上程いただきました議案第9号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第9号）について、20分程度お時間を頂いてご説明させていただきます。

補正予算、3ページを御覧ください。令和元年度栃木市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによるというものであります。歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18億4,538万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ828億258万9,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるといふものであります。

繰越明許費は、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によるといふものであります。

地方債の補正は、第3条、地方債の追加は、第3表、地方債補正による。

第2項、地方債の変更は、第4表、地方債補正によるといふものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページ、5ページが歳入、次の6ページ、7ページが歳出となっております。

なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

8ページをお開きください。第2表、繰越明許費であります。所管関係部分のみ説明させていただきます。1行目の2款1項シティプロモーション事業につきましては、市内在住外国人による本市の魅力発信事業を実施予定でしたが、台風19号により、市内観光施設等が被災し、事業実施が困難となったため、繰り越させていただくものであります。

次の地域施設再編モデル総合支所複合化整備事業（都賀）につきましては、（仮称）都賀総合支所複合施設整備基本設計・実施設計業務委託として債務負担行為を設定し、令和元年度、令和2年度で執行しておりますが、令和元年度に支出を想定していた基本設計部分の業務において、災害の影響により年度内に業務完了とならない見込みであることから繰り越させていただくものであります。

11ページをお開きください。2行目の9款1項被災者住宅復旧支援事業費補助金につきましては、応急修理制度との関係から、多くが令和2年度に申請される見込みであることから繰り越させていただくものであります。

1行飛びまして、4行目の10款4項伝建地区拠点施設整備事業につきましては、国から例幣使通り沿い建築物修理工事及び屋外トイレ新築工事の施工時期及び施工方法の指摘に対応するため、年度内に業務完了とならない見込みであることから繰り越させていただくものであります。

12ページをお開きください。下から2行目の11款6項消防施設災害復旧事業、令和元年台風19号災害（消防総務課）につきましては、台風19号の際に水没し、廃車となった消防団消防ポンプ自動車2台の購入手続など、また水没し、故障したポンプ自動車1台の修繕が年度内に完了とならない見込みであることから繰り越させていただくものであります。

次の消防施設災害復旧事業、令和元年台風19号災害（通信指令課）につきましては、台風19号の際に消防ポンプ自動車など水没した車両に積載された無線機4台などの修繕及び床上浸水した大平分署の通信指令システム端末装置の更新、また兎石山山頂にある兎石局無線塔へ通じる索道の復旧工事が年度内に完了とならない見込みであることから繰り越させていただくものであります。

13ページを御覧ください。第3表、地方債補正（追加）であります。起債の目的欄の歳入欠陥債について追加させていただくものであります。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

14ページ、15ページをお開きください。第4表、地方債補正（変更）であります。本表は、左側が補正前、右側が補正後となっております。左側、補正前の起債の目的欄1行目、保育所施設整備事業から一番下の保健体育施設災害復旧事業まで、計17件について起債の限度額を変更するものであります。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

ページが飛びまして、33ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。33ページは歳入、次の34、35ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただきます、引き続き所管関係部分の歳入について説明させていただきます。

36ページ、37ページをお開きください。1款1項2目1節現年課税分は、補正額1億5,185万9,000円の減額であります。説明欄の現事業年度分均等割及び現事業年度分法人税割、その下の過事業年度分につきましては、いずれも申告納付額が当初予算の見込みを下回ったことから減額補正するものであります。

次に、2款2項1目1節自動車重量譲与税は、補正額4,000万円の増額であります。説明欄の自動車重量譲与税につきましては、これまでの交付実績などを勘案し、増額補正するものであります。

次に、2款4項1目1節森林環境譲与税は、補正額7万9,000円の増額であります。説明欄の森林環境譲与税につきましては、額の確定に伴い増額補正するものであります。

次に、3款1項1目1節利子割交付金は、補正額2,000万円の減額であります。説明欄の利子割交付金につきましては、これまでの交付実績などを勘案し、減額補正するものであります。

38ページ、39ページをお開きください。4款1項1目1節配当割交付金は、補正額2,000万円の減額であります。説明欄の配当割交付金につきましては、これまでの交付実績などを勘案し、減額補正するものであります。

次に、6款1項1目1節地方消費税交付金は、補正額2億円の減額であります。説明欄の地方消費税交付金、その下の地方消費税交付金、社会保障財源化分につきましては、これまでの交付実績などを勘案し、減額補正するものであります。

次に、8款1項1目1節自動車取得税交付金は、補正額963万7,000円の減額であります。説明欄の自動車取得税交付金につきましては、消費税率の引上げに伴い廃止されるもので、12月交付までの額により減額補正するものであります。

40、41ページをお開きください。所管関係部分は、2段目の14款2項7目1節消防手数料でありまして、補正額150万円の増額であります。説明欄の危険物施設設置許可等手数料につきましては、危険物施設設置許可等の手数料が当初見込みを上回ったことから増額補正するものであります。



42ページ、43ページをお開きください。所管関係部分は、中段の5目4節社会教育費補助金で、補正額1,184万円の増額であります。説明欄の文化財建造物等活用地域活性化事業補助金につきましては、伝建地区拠点施設整備事業費の増額に係る国庫補助金を増額補正するものであります。

44ページ、45ページをお開きください。上段の16款1項1目1節社会福祉費負担金は、補正額1億605万4,000円の減額であります。説明欄の県災害救助費繰替支弁金負担金につきましては、県からの概算交付により減額補正するものであります。

46ページ、47ページをお開きください。下段の17款1項2目1節利子及び配当金は、補正額2,000万5,000円の減額であります。所管関係部分は、説明欄の大澤基金利子から減債基金利子まででありまして、当初予算に預金利率を0.2%で見込みましたところ、実際にはそれよりも低率で推移したことから減額補正するものであります。

48ページ、49ページをお開きください。17款2項1目1節土地売払収入は、補正額5億73万8,000円の増額であります。説明欄の市有土地売払収入につきましては、法定外公共物の売払い及び普通財産である市有地の売却による収入が当初予算の見込みを上回ったことから増額補正するものであります。

中段の18款1項2目1節総務管理費寄附金は、補正額7,500万円の増額であります。説明欄のふるさと応援寄附金につきましては、魅力的な返戻品をそろえられたことや台風第19号の被害に対する寄附により増額補正するものであります。

次の台風災害復旧支援寄附金につきましては、台風19号災害に対する本市の災害復旧事業を支援する個人、企業、団体等からの寄附金を補正するものであります。

次に、1つ飛びまして、5目1節消防施設費寄附金は、補正額4万9,000円の増額であります。説明欄の消防施設費寄附金につきましては、消防体制充実のための企業からの寄附金を増額補正するものであります。

50ページ、51ページをお開きください。19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額8億8,546万7,000円の減額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金からの繰入れを減額補正するものであります。

次に、2つ飛びまして、20目1節小平浪平顕彰基金繰入金は、補正額100万円の減額であります。説明欄の小平浪平顕彰基金繰入金につきましては、ふるさと応援寄附金の小平浪平顕彰事業への当初の見込みを上回る寄附金があり、優先して充当したことから、基金からの繰入れを減額補正するものであります。

中段の21款5項4目2節雑入は、補正額3億1,270万円の減額であります。説明欄の公衆電話使用料等につきましては、都内市有地に係る借地権譲渡承諾料、建物建て替え承諾料及び自動車損害共済災害共済金の収入があり、当初予算の見込みを上回ったことから増額補正するものであります。

次に、下段の22款市債であります。恐れ入りますが、お手元のタブレットにて令和元年度一般会

計補正予算（第9号）22款市債資料という資料を御覧ください。令和元年度一般会計補正予算（第9号）22款市債資料でございます。補正予算書の説明欄につきましては、起債の種類ごとに細かく分類されておりますので、今回補正する理由等をまとめた資料を作成しまして皆様にご提供させていただきましたので、個々の説明は省略させていただきます、総額のみをご説明いたします。

補正予算書の52ページ、53ページをお開きください。2目民生債から9目災害復旧事業債まで補正合計額は、下の行のとおり6,820万円の減額であります。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き所管関係部分の歳出についてご説明します。

54ページ、55ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額8,158万9,000円の減額であります。説明欄の特別職人件費であります。市長、副市長の共済費負担金に不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次の職員人件費であります。職員の給与及び共済費について不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

以下、各科目において補正しております職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

次の職員福利厚生事業費につきましては、職員健康診断委託料において不用額が見込まれることなどにより、減額補正するものであります。

次に、2目文書広報費は、補正額352万4,000円の減額であります。説明欄の広報事業費につきましては、広報とちぎ印刷、広報紙編纂業務委託及び広報紙配送業務委託において、入札執行残が生じたことから減額補正するものであります。

次のマスコットキャラクター応援基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附により、マスコットキャラクター活動支援事業に対する寄附金の増額などにより、積立金を増額補正するものであります。

次の文書管理（栃木）につきましては、郵便料及び電子複写機使用料において不用額が見込まれることから減額補正するものであります。

次に、3目財政管理費は、補正額1,600万円の減額であります。説明欄の減災基金積立金及び財政調整基金積立金につきましては、歳入の当該基金利子が減となったことにより減額補正するものであります。

次に、5目財産管理費は、補正額486万3,000円の増額であります。説明欄の庁舎建設基金積立金につきましては、歳入の当該基金利子が減となったことにより減額補正するものであります。

次の大澤基金積立金につきましては、都内市有地に係る借地権譲渡承諾料及び建物建て替え承諾料等による収入が増となったことにより増額補正するものであります。

次の土地総合調整基金積立金につきましては、歳入の法定外公共物売払い及び普通財産である市

有地の売却による収入が増となったことにより増額補正するものであります。

次の皆川地区振興基金積立金につきましては、旧皆川財産区所有地の一部を売却したことから、売払収入を基金に積み立てるため、増額補正するものであります。

次の本庁舎高圧受電設備改修事業費につきましては、当該工事において入札執行残が生じたことから減額補正するものであります。

次に、6目企画費は、補正額8,586万6,000円の減額であります。説明欄のふるさと応援寄附事業費につきましては、栃木市ふるさと応援寄附金の増額が見込まれることから、寄附者へのお礼品代、ふるさと納税ポータルサイトシステム使用料を増額補正するものであります。

次のふるさと応援基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金の一部を本年度の各種事業の財源として利用するため、積立金を減額補正するものであります。

次の小平浪平顕彰基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金の使い道として新たに小平浪平顕彰事業を設立したことから、積立金を増額補正するものであります。

次の地方版総合戦略策定委託事業費につきましては、当該業務委託において入札執行残が生じたことから減額補正するものであります。

次に、10目情報システム管理費は、補正額673万2,000円の減額であります。説明欄の住民情報システム管理費につきましては、パソコンやサーバー等の機器更新において、入札執行残が生じたことから減額補正するものであります。

次の統合型地理情報システム整備事業費につきましては、業務内容を精査したことにより、低額での契約となったことから減額補正するものであります。

次に、15目諸費につきましては、補正額1,304万円の増額であります。所管関係部分は、説明欄1行目の市民活動まちづくりファンド積立金でありまして、ふるさと応援寄附の市民活動で栃木づくり事業に対する寄附金の一部を市民活動推進センター管理運営費の財源として利用するため、積立金を減額補正するものであります。

続きまして、ページが飛びますが、86ページ、87ページをお開きください。8款4項5目まちづくり事業費は、補正額372万7,000円の減額であります。説明欄の歴史まちづくり事業費につきましては、歴史的風致維持向上計画策定支援業務委託及び街なみ環境整備事業整備計画策定業務委託において、入札執行残が生じたことから減額補正するものであります。

続きまして、ページが飛びますが、90ページ、91ページをお開きください。2段目の9款1項3目消防施設費は、補正額2,772万6,000円の減額であります。説明欄の消防庁舎整備事業費につきましては、当該基本及び実施設計業務委託において、入札執行残が生じたことから減額補正するものであります。

次の消防基金積立金につきましては、消防施設費寄附金の増などにより積立金を増額補正するものであります。

続きまして、ページが飛びますが、98ページ、99ページをお開きください。4段目の10款4項4目文化財保護費は、補正額1,939万2,000円の増額であります。説明欄の伝建地区拠点施設整備事業費につきましては、国から例幣使通り沿い建築物修理工事及び屋外トイレ新築工事に対する施工時期及び施工方法の指摘に対応するため、工事費などを増額補正するものであります。

100ページ、101ページをお開きください。10款5項1目保健体育総務費は、補正額242万4,000円の減額であります。説明欄の第77回国民体育大会開催関係事業費につきましては、ポートルハーサル大会コース測量設計業務委託について、令和2年度にカヌーコース測量設計と併せて実施することとしたため、減額補正するものであります。

以上をもちまして令和元年度栃木市一般会計補正予算（第9号）に係る関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 13ページの歳入欠陥債についてお伺いをいたします。

珍しい言葉が出てきたのですが、先ほど説明があったというか、タブレットで19号の災害によって税の減免があったのと。予定していたものが入らないというよりは、どういう場合にこの項目を使うのかお尋ねいたします。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） 今回の台風19号災害に関しまして起債が認められるということが確定したものですから、このように固定資産税とか都市計画税を減免した分、取らなくした分を地方債でその分だけ起債をするというものであります。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、それが災害関係のところいつでも、災害時というか、予期しないことが起きたときにこういうのが認められるということ、起債ができるということではなくて、欠陥債というものが、マイナスになったときには普通調整基金とかで繰り入れたりすると思うのですけれども、なぜこういうふうな手当てをとったかということ。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） 基本的に税収が減った場合には普通交付税などで財源が補填されるとい

うのが普通交付税の財源調整の仕組みではございますが、この場合の台風19号に対する固定資産税の減免というものにつきましては、市町村が減免をするということでございますので、その分については基本的に普通交付税では補填されません、減免したものにつきましては。ですが、今回は台風第19号災害ということから、このように地方債により補填していただけるというものでございます。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） こういったケースは、これまでの合併してから10年の間にはなかったかと思いますが、かつてこういったことが適用されたことがあるのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） しっかり調べてございませんで申し訳ございませんが、私の記憶では今まではなかったと思います。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 言葉だけ聞きますと、歳入が足りなかったのだぞという言葉が独り歩きしては非常に危険だと思いますので、あえて広報とか何か印刷物出すときなんかには言ったことを出したほうがいいのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） すみません、この場合ですと、補正予算ということで、基本的に補正予算の広報というのがまず全般的にないというところから、これだけということはちょっと想定しづらいのですけれども、すみません、検討させていただければかと思えます。

○委員長（福田裕司君） ほかございせんか。

福富委員。

○副委員長（福富善明君） 99ページ、お願いいたします。伝建地区拠点整備の関係で、諸問題が起きたというか、ちょっと雑駁だったので、内容を詳細に教えていただきたいのですけれども、お願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 中田蔵の街課長。

○蔵の街課長（中田芳明君） 伝建地区拠点施設につきましては、建築当初、平成30年にまず工事を始めたところ、解体して初めて柱、見えない部分の柱が朽ちて腐朽がかなり進んでいたというようなこと。また、基礎石を使用するというもくろみはあったのですが、基礎石自体が欠けていて使えなかった等々のことがあります。早々に補正を組んで、そしてそれに伴いまして増額補正ですか、皆さんご理解、ご協力を頂いて補正したというような経緯がございます。また、台風19号の被害によりまして、工事を施工する業者さんの手が足りなくなった。また、本当に最近ですと、コロナウイルスによりまして中国から入ってくる機材等の搬入が遅れているというようなことがございまして、今回繰越しをかけるというようなことにもなったというような状況があるところでございます。

○委員長（福田裕司君） 福富委員。

○副委員長（福富善明君） ありがとうございます。伝建地区というか、建物を壊しながら仕事をするとするのは見えない面があるので、今後とも余り増額しないようによろしく願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） よろしく願いいたします。ページ数の47ページで財産収入のところですかね、今課長のほうから利子及び配当金のところの利子のところを言われたのですが、0.2%で見込んでいたけれども、それより低かったというところですが、実際に利子って幾らと決まっていると思うのですが、0.2%でこちらで計算したということはどういうことだったのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） 当初予算を組むときに財政課としましては、利子が見込める場合は统一的に0.2%で計算して、基金の残高に掛けて予算の要求をしてくださいというふうをお願いしてあるところであります。実際のところ、お預けしても銀行様から頂ける利子が0.2%ほど見込めなかったものですから、実際のところ、例えば財政調整基金ですと0.01から0.02という10分の1以下の利率でしか利子は頂けない状況でありまして、入ってこないのも、その分も積み立てることもできなくて、両方とも減額補正しているという実情でございます。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） であるならば、今後はもう0.2ではなくて低い金額で計算したほうがよかったですのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） 誠にそのとおりでございまして、実は令和2年度はそれでも0.1で組んでくださいということをお願いしておりまして、また多分それほどの利率は見込めないものですから、また3月補正でお願いすることになってしまうかもしれません。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 51ページの小平浪平顕彰基金の繰入金のところでは100万円減額されていて、それで同じところで55ページでは歳出のところ、小平浪平顕彰基金のところでは990万円ですかね、減らしてまた入れる、この仕組みが分からないのですが、ふるさと応援基金で入ってきたということでもおっしゃっていましたが、減らしてまた900万円基金に入れてあるということの説明をお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） ご説明申し上げます。

まず、51ページの基金からの繰入金ですが、一昨年設立いたしましたこの基金から100万円を今

年の事業に繰り入れるということを予定していたのですけれども、それを見合わせるということでございまして、55ページにつきましては、今年度のふるさと納税いただいた金額から990万円ほどを基金に積み立てたいというような補正でございます。

以上であります。

○委員長（福田裕司君） よろしいですか。ほかはいかがでしょう。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ただいまから議案第9号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（福田裕司君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでございました。

（午前 9時43分）